

令和5年第11回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和5年10月26日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎3階 第5会議室

○ 出席した委員 (18名)

1番 森 武雄	8番 滝沢 久美子	15番 堀澤 務
2番 中嶋 隆	9番 小松原 博	16番 伊藤 宏美
3番 木下 亜紀	10番 塩木 操	17番 河上 邦和
4番 小松原 ひとみ	11番 上田 佳子	18番 吉瀬 久司
5番 倉田 益式	12番 春日 知也	19番 氷賀澤 道雄
6番 小松 伸治	13番 北澤 満	
7番 田村 晴男	14番 宮澤 秀一	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (5名)

20番 小平 裕一	22番 小池 政幸	24番 菅沼 佳彦
21番 小原 正隆	23番 山崎 幸夫	25番 白川 真武

○ 欠席した委員(2名)

11番 上田 佳子 21番 小原 正隆

○ 事務局職員出席者

事務局長 市村 義美
次長 山本 孝浩
主査 出口 大悟
主査 高坂 貴和

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第59号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第61号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第62号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第63号 農地法第5条の規定による競売・公売農地の買受適格証明書願について
議案第64号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）
議案第65号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）

駒ヶ根市農業委員会総会規則第15条の規定によりここに署名する。

会長

議事録署名人 5番 (倉田)

議事録署名人 6番 (小松)

開会 令和5年10月26日 午後3時00分
局長 (市村 義美君)
それでは、皆様、こんにちは。
定刻前ですけど全員がおそろいですので、ただいまから令和5年第11回農業委員会総会を開催させていただきたいと思います。
まず会長より挨拶をお願いします。

会長 (氣賀澤 道雄君)
皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)
大部暑さも和らいできました。朝晩寒くなつきましたが、これからは体調や健康に気をつけて過ごしていきたいと思っております。
先日、新聞のほうに仮価格らしいですけれども米価が昨年より1,000円ほど上がって1万2,500円とありました。1万2,500円あれば割といいかなと思うんですけども、1,000円分がいわゆる資材等の価格高騰に見合うかどうかっていうところが大きな問題だと思っております。
また、今日の為替レートを見ますと150円という大台をまた超えてきましたので、さらに厳しい状況になってくるかなと思っています。
米価が上がるという中では、またこれが米離れにつながるんじゃないかなっていう記事もありまして、何で新聞記者っていうのは安直にそういう言葉を出すのかなと非常に思います。我慢はしましたけれども、信毎のほうにクレームを入れようかと思うくらいで、そうはいっても経済の根幹をなす米に対してあまりにも軽はずみなことを言い過ぎるんじゃないかと最近私は憤っている部分がありまして、またいろいろ違うところで発言をしていきたいと思っております。
また、今日は、見ますと案件がかなりありますので、慎重ながらもスムーズな会の進行に御協力をお願いいたします。

以上です。
局長 (市村 義美君)
ありがとうございました。
それでは、会議前の一言と農業委員会憲章の朗読を3番 木下委員、お願いします。

3番 (木下 亜紀君)
皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」) お疲れさまです。
一言申し上げてから農業委員会憲章を読むんでしたっけ。

局長 (市村 義美君)
ぜひお願いします。

3 番 (木下 亜紀君)

では、大先輩の皆様の前で私にどんな一言があるのか、大変微妙に思われる方が多いと思うんですけれども、ちょっと簡単に、もうすぐ10月が終わるので、2か月ちょっと農業委員として活動させていただき、また日々の農作業の中で思っていることなどが幾つかありますので、今日はそれを1つか2つ皆さんと共有したいと思います。

1つは、そもそも私と夫は、2016年に駒ヶ根市へ移住しまして、2017年に就農して、今はリンゴとか野菜とかをやっております。

それで、夫が認定農業者となったあたりからいろいろな会合に出てきた資料などを見たりする機会があるんですけども、その中でちょいちょい目にするのは、農業の担い手という言葉がよく出でますし、皆さんも日々その言葉はよく頭に入れて活動されていると思うんですけども、実は農業の担い手という言葉に対して私は最初からずっと違和感を持っています。

と申しますのは、何か担い手っていう言葉ってすごく重い言葉のように感じてしまいます。とても責任が重くて、とても苦労が伴うお仕事を誰かに担ってもらうというようなニュアンスを含んでいるような気がしてならないんです。

それで、さらにもう一つは、担い手っていう言葉って何かすごく長い間続くものだというような印象を伴っているような気がしまして、例えば新規に就農する方とか、あるいは若い人たちでこれから農業をやろうという方——農業という職業に憧れて職業の1つとして農業を選択する過程において、あなたはこれからこの土地のこの地区の担い手になってくださいと言われたときに、正直に言って、ちょっとどよんとするといいますか、大変重い責任を負わされるという気持ちになるのではないかというふうに心配してしまいます。

もちろん担い手という言葉は公的な文書にもよく出でますし法律にも出てくる用語なので、そこは否定しないんですけども、私がいわゆる担い手というような方々の話をしたりする場合にはあまりその言葉を使いたくないなと思いまして、農業者とかファーマーとか、そういうような言葉を使うように心がけています。

これから時代はどうなっていくかは分かりませんが、新しく農業を目指そうという気持ちを持っている方々に対して担い手という言葉は非常に慎重に使ったほうがいいのかなというふうに思います。これは私の個人的な見解ですので、いつか皆さんにも別の場でこの言葉の使い方とかこの言葉に対する考え方などについてぜひいろいろな御意見を聞かせていただきたいと思います。

以上です。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて御唱和をお願いします。

会長 [駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読] (一同起立)
[駒ヶ根市農業委員会憲章唱和] (一同着席)
(氣賀澤 道雄君)

それでは、これより令和5年10月2日付、告示第11号をもって招集した令和5年第11回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

農業委員定数19名、ただいまの出席委員数18名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

なお、11番 上田佳子委員、また21番 小原正隆推進委員から欠席の旨の届出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において5番 倉田益式委員、6番 小松伸治委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第59号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査 (出口 大悟君)

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

1件でございます。

場所につきましては23ページ左側を御覧ください。

計画変更一1で表示した場所になります。

北割2区、████████の北1筆541m²になります。

1ページにお戻りください。

当初計画でございますが、特定建築条件付土地。

変更理由でございますが、当初計画は特定建築条件付土地としての事業を計画していたが承継者より住宅用地として取得したいとの申出があり、事情などを勘案して要望に応じることとした、承継計画は遠方に住む義理の両親の生活補助やケアをするため将来的に近隣で生活を共にしたいと考え両親の移住に必要な住宅を新築したいというものでございます。

同日5条申請がありましたので、後ほど御説明いたします。

以上1件につきまして御審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

10番 (塩木 操君)
この案件は、前回の [] からの申請では建売住宅ということでありましたが、今回は計画を [] さんの住宅に変更するということで、前回も周囲の農地の状況、その他に鑑みて問題ないということで許可しております。
以上です。

会長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 59 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 59 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
次に、
議案第 60 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主査 (出口 大悟君)
それでは議案書 3 ページをお開きください。
農地法第 3 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。
計 3 件でございます。
まず 1 件目でございますが、場所につきましては 4 ページ左側を御覧ください。
3-1 で表示した場所になります。
町 4 区、[] の東 1 筆 269 m²になります。
3 ページにお戻りください。
計画内容でございますが、贈与。
理由でございますが、譲受人は当地を以前から管理しており今後も引き続き自身の子どもと共同で管理するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。
許可基準でございますが、法第 3 条第 2 項に適合してございます。
続きまして 2 件目でございますが、場所につきましては 4 ページ右側を御覧

ください。

3-2で表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED]の東1筆229m²になります。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は現在県外に居住しているが移住に伴い取得する予定の住宅に付随する当地を耕作するため取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

今回、譲受人が取得を予定されている住宅につきましては、住宅地図上の計画地の東側に住宅の表示がありますが、現在お名前が記入されていない住宅、こちらを取得する予定であります。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

続きまして3件目でございますが、場所につきましては5ページ左側を御覧ください。

3-3で表示した場所になります。

東伊那区、[REDACTED]の北1筆331m²になります。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

以上3件につきまして御審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

6番 (小松 伸治君)

町4区の主任っていうことで小松でありますけれども、副の小松原ひとみさんと意見書をまとめております。

一番上の1番、[REDACTED]さんから[REDACTED]さんであります。

[REDACTED]さんは90歳っていうことでありますけれども、息子さんが若くして先に亡くなっちゃったということで[REDACTED]さんが農地を相続したということであります。ただ、この方は愛知県名古屋市に在住しております、こちらに帰ってくる可能性はないというような中で義理の母の[REDACTED]さんに贈与したいということでございます。

農地は先ほどの地図のとおりであります、下平地籍でありますが町4区ということです。[REDACTED]の前に[REDACTED]がありますけれども、そこから東へ200mほど行ったところでございます。

現況は、草もなくて、畑として利用している状況であります。

問題は年齢が90歳ということでありますけれども、現在も御健在であります

すし、娘さんの力を借りてトマト、キュウリ、ナスなどの野菜を作っていました
いということあります。

農地として使用したいということでありますので、申請どおり認めて問題ない
いということあります。

以上です。

7 番 (田村 晴男君)

2番の案件ですが、中沢の■にある農地付家屋を購入したいということで
あります。

計画を見ても、家庭菜園もそんなにたくさんやるということではないとい
うことで、一番安心して作れるジャガイモだとかサツマイモ等を作つて、そんな
大きい土地ではありませんので失敗のない農業をしたいということだそうで
す。

私のほうとしては譲渡人にお行き会いしたことありませんので行政書士
の方から聞いた話のみでございますが、これからも農地として使っていこうと
いう計画でございますので、特に問題ないというふうに考えました。

以上です。

8 番 (滝沢 久美子君)

3番ですけれども、吉瀬委員と一緒に現地を確認させていただきました。
図面の3-3の上にある四角い印の住宅も■さんが購入されています。

それで、付随する畠をそのまま購入するということで、別に問題ないと思
います。

会長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、議案第60号について原案どおり可決することに御異議ございま
せんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よつて、議案第60号 農地法第3条の規定による
許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第61号 農地法第4条の規定による許可申請について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査

(出口 大悟君)

それでは議案書 6 ページをお開きください。

農地法第 4 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計 3 件でございます。

まず 1 件目でございますが、場所につきましては 7 ページの左側を御覧ください。

4-1 で表示した場所になります。

北割 2 区、[REDACTED] の南 1 筆 78 m² になります。

6 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地。

理由でございますが、申請人は以前より住宅敷地の一部として申請地を使用していたが農地法の許可を得ないまま現在まで使用していたため、今回手続を取り引き続き住宅敷地として使用したいというものです。

住宅地図の中で計画地の北側に [REDACTED] さんという住宅の表示がありますが、こちらの敷地の一部となります。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっておりまして、農地区分につきましては 3 種農地となりまして、原則許可となっております。

続きまして 2 件目でございますが、場所につきましては 7 ページの右側を御覧ください。

4-2 で表示した場所になります。

中割区、[REDACTED] の南 1 筆 170 m² になります。

6 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、農業用倉庫。

理由でございますが、申請人は現在使用している農業用倉庫を建て替える必要が生じたため自宅の隣接地である当地に農業用倉庫を新築したいというものです。

また、農業用倉庫の場合、本来は 2 a 未満であれば農地転用の許可は不要でございますが、今回は住宅敷地の中に農業用倉庫を建てるということでしたので、住宅敷地の一部ということで農地転用の手続が妥当ではないかという判断でこちらの手続を進めました。

農振法等でございますが、第 1 種住居地域となっておりまして、農地区分につきましては 3 種の用途地域となります。

続いて 3 件目でございますが、場所につきましては 8 ページを御覧ください。

4-3で表示した場所になります。

中沢区■でありまして、ちょっと場所の確認が困難でしたので広範囲の図面のほうをつけさせていただきました。

6ページにお戻りください。

転用面積につきましては計2筆 0.07056m^2 になります。

今回の申請目的の営農型太陽光発電施設でございますが、こちらは農地全体を太陽光発電施設として転用するのではなくて、農地に支柱を立てまして、支柱の上に太陽光パネルを設置して空中のパネルで発電をするというものになります。ですので、支柱が立っている部分以外はあくまでも農地として管理するものになります。

ですので、転用につきましても農地全体を転用するのではなくて支柱を立てる部分のみ転用することとなります。今回は支柱が36本なんすけれども、その合計が 0.07056m^2 となります。

理由でございますが、申請人は農地の効率的な利用と売電収入により農業に必要な経費を捻出するため発電施設を設置したが、農地法の許可を得ておらず、今回手続を取り引き続き営農型太陽光発電施設として使用したいというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっておりまして、農地区分につきましては2種、消極的2種農地となりまして、不許可の例外として非代替性で見ております。

また、営農型太陽光発電施設につきましては下部農地での適切な農地の管理が必要となります。今回の申請人につきましては下部農地において■を栽培するということで計画しております。■を植える農地の面積につきましては 343m^2 を予定しております。その中に■を357本植えるということです。

また、申請人は認定新規就農者であります。現在、中沢区を中心に■を主に栽培しておりますので、耕作等につきましては問題がないという判断をしております。

以上3件につきまして御審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長
(氣賀澤 道雄君)

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

10番
(塩木 操君)

1番の案件ですが、地図でもお分かりのとおり道路に面しております。地図の上のほうに■さんといううちがあるんですが、そのうちの木戸一家に入る道路がありまして、ちょうど道路と道路の角のところに位置しておりますが、ここには既に倉庫が建たっております。今まで何年か使っておりました

が特に日照その他障害になるような問題も発生しておりませんので、特に問題ないと判断しました。

以上です。

20番 (小平 裕一君)

2番です。

堺澤委員と現地確認してきました。

もう既に既存の倉庫は取り壊していて、申請地の周りには農地もなく、排水等、影響を与えるものはないということで確認しました。

それで、ここに「■■■■■」っていうのがあるんですけど、雨水排水についてはこの排水溝に接続するっていう計画があるそうです。

特に問題なしと判断いたしました。

7番 (田村 晴男君)

3番の営農型太陽光発電施設でございますが、中沢■■■■■で、先ほど説明があつたとおりですけど、大きな扱い手の■■■■■さんであります。

通常の営農型太陽光発電施設というのは、ほとんどが業者に丸投げ状態で、作るものもお任せしちゃって農地として名前だけ残る形が多いんですけども、■■■■■さんの場合は自分の費用で施設を立てて、それから■■■■■も自分で植えて、自分で切って売るという形なんで、ランニングコストが出てくるというような形で取り組んでおるということです。

もう既に太陽光の施設はできておるわけですので、売電も進んでいるということでございます。

昨年はすぐそばの畑で■■■■■を作ったんですけども、ほとんどが鹿にやられちゃいまして、そういういたものも取り返したいというような状況であります。

以上です。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

12番 (春日 知也君)

3番の件はちょっと確認させていただいて判断したほうがいいと思うんです。

というのは、これは■■■■■さんだからいいっていう問題なのかっていう話があって、じゃあ全然違う人がパネルを立てておいて1年か2年たって申請を忘れていましたって言ったときにみんなはいはいと認めるんですかっていうようなことになってしまふと思うんで、ちょっと事実確認の意味から教えていただきたいんですけども、■■■■■さんがこれを立てたっていうのはいつ頃認識したんですか。

7 番 (田村 晴男君)
私が農業委員1年生のときにはありました。

12番 (春日 知也君)
そうすると、それは就農前ですよね。

7 番 (田村 晴男君)
そうです。

12番 (春日 知也君)
そうなると、[]にいるとき、[]がやったっていう話ですよね。そういう時期だっていうことですよね。四、五年ぐらい前かなっていうような感じですよね。

それで、転用面積は事務局からお話をあったとおり柱の部分なんですけれども、パネルの設置面積はここが黒く塗り潰したところが大体の設置面積だということなんですね、1反弱——8畝くらい。塗り潰したところ全体がパネルになっているということですね。

7 番 (田村 晴男君)
はい。

会長 (氣賀澤 道雄君)
ほかにありますか。

[発言者なし]

会長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、議案第61号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

12番 (春日 知也君)
よろしいですか。

通常なら議決は意義があるなしで決まっていくんですけども、今回のことって前例になって残っていくと思うんですよね。だから、この今回の申請に対しても、単純に異議ありなしじゃなくて、あるいはてんまつ書を求めるであるとか、今後は再発させませんとか、何かそういうものをきちっとしていただかないと非常によろしくない前例になる可能性があると思うんですけども、その点皆さんいかがでしょうか。（中嶋委員「そのとおりだと思います」と呼ぶ）（木下委員「過去にこういう事例はあったんですか」と呼ぶ）

会長 (氣賀澤 道雄君)
今までにはないですよね。

主査 (出口 大悟君)
追認の案件は、住宅敷地ですとか住宅、駐車場っていうのは多々あります。

- ただ、営農型が太陽光発電っていうのは、恐らくあまり事例がないかなとは思います。
- それで、てんまつ書につきましては住宅敷地ですか住宅の追認についても全て求めるようにしております。その中では、基本的には農地法を順守するということは、もう最低限約束していただくというような内容になります。
- 12番 (春日 知也君)
では、これから出てくるっていうことですか。
- 主査 (出口 大悟君)
そうですね。■さんの案件については営農型太陽光発電施設なので、余計にその辺の注意が必要なので、今は、いろいろな経過の確認ですか、そういう書類の作成等をお願いしている段階であります。
- 2番 (中嶋 隆君)
■のときにやっていたっていうこと、しかも■の。
- 主査 (出口 大悟君)
また経過の確認をしなくてはいけないんですけども、■さんのお話を聞いた限りでは、あくまでも営農型として大々的にやるつもりではなくて、今後営農型太陽光発電施設とするために仮に立てていって、農作物の生育状況とかを確認するように試験的に行ってたつもりだったということで、中電等に売電等はしていなかったので、そういうものをしないで仮に設置するものであればよいのではないかということで申請は考えなかったようです。
- それで、そのお話を聞いたので、私はそれはちょっと違いますっていうお話をして、あ、駄目だったんだというところでお気づきになられて、手続を取られるということで今急いで手続を取られているというところです。
- 2番 (中嶋 隆君)
では、今は売電していないってことですか。
- 主査 (出口 大悟君)
していないです。
- 2番 (中嶋 隆君)
ああ、売電していないってことですね。自分のところで処理しているっていうことです。
- 主査 (出口 大悟君)
恐らく今は、発電自体をしているかどうか……。あくまでもパネル下の作物がどういうような状態に育つかっていうことを試験的に試しているということで、ちょっとそこは確認しなかったんですが、売電はしていないです。
- 2番 (中嶋 隆君)
売電はしていない。まあ、そのような話です。

会長	(氣賀澤 道雄君) 春日委員の発言については、全く異論を挟む余地はないんですが、営農型太陽光発電施設っていうのはこれからも出てきますんで、これはある程度のくさびを打っておいたほうがいいかなというところはあるんです。 今まで農地転用のいわゆる追認の部分につきましては、例えば先ほど話もありました倉庫とか家屋を以前に建てたんだけれども農地転用するのを忘れていたということで追認での農地転用が認められる一方で、今回のような案件、それに対する誓約書を出すっていうことをやった場合、住宅等は誓約書を出さなくてよくて営農型太陽光発電施設は出さなきゃいけないのかっていう、今度はそういう観点からの評価が出てくると思うんですけども、そこら辺も含めて何か御意見がありましたらお願ひします。
12番	(春日 知也君) よろしいですか。 今、事務局のほうでは、てんまつ書については住宅と同様に本人から出していただぐ予定だっていうことなので、それは見識として合うかなと思うんです。 それと、住宅を建てたが一部を申請していなくてということでの追認っていう形は今までにもあったと思うんですけども、今回のように面積の全体を追認っていうのは、私は前の任期のときにも記憶ないです。そうですよね。ちょっと違うかなということで、じゃあどうするんだと、だから難しい話だというのは承知しています。
会長	(氣賀澤 道雄君) 農地転用を認めるか認めないかっていう形であれば、もう認めるっていう方向かなとは思うんです。 ただ、今後のこととしては、これは事務局にお願いするしかないのかなと思うんですけど、こういうことがこれからも起きるということがないような、そこら辺の監視をしっかりとしていくっていうような形かなっていうふうに私は思うんですけど、これは個人の考え方で、そこら辺も含めて、また何かありましたらお願ひします。
主査	これを監視していく方法ってあるんですか。 (出口 大悟君) 実際には、農地パトロールですか、その前の全筆調査、あとは日々の農業委員さん方の見回り、そういう活動の中で見るしかないのかなっていうところはあります。 住宅等ですと、気づくタイミングが幾つかほかの手続、建築の申請だったりとかがあつたりするんですけど、太陽光発電施設ですと実際に現地で見て初めて気づくっていうことになってしまふと思いますので、特には、やはり、そう

ですね、日々の見回りの中で委員さん方の覚えのないような農地に太陽光発電施設が設置されれば違反転用の可能性があるかなと思います。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

12番 (春日 知也君)

見回りが難しいっていう部分はおっしゃるとおりで、中沢の奥のほうで、ばあっと作られて、ある日気づいたらできていたっていうだけで、ふだんは人があまり行かないところで、しかも農地転用の許可を取っていないとは思っていないから、普通は立たっているなぐらいにしか思わないと思うんですよ。

通常の手続は、営農型の太陽光発電施設を立てたいですよっていうのに対して許可が出て、それで柱の部分の転用許可をするっていうことですよね。

主査 (出口 大悟君)

そうですね。営農型についても、通常の野立て太陽光発電と変わらず、基本的には許可を受けてからとなります。

ただ、違うのは、通常の農地全体を転用する野立ての太陽光発電パネルの設置というのは、必ず農振地域であれば農振除外して農地転用についての手続を踏む中で、1種農地は原則不許可ですし、そもそも農振であれば太陽光発電施設で農振除外できるところっていうのはすごく少ないんです。

ただ、営農型太陽光発電施設については、転用が一部に限られるっていうところと、あくまでも下部の農地で営農するのが前提なんで、農振地域であっても農振除外をせずにすぐ設置ができるので、そこが大きな差かなと思います。

ですので、前段での詳細な営農計画ですとか、そういうことは必要なんですかけれども、農振地域の第1種農地であろうと農振除外をせずに転用の手続だけで申請日の翌月には設置できるっていうことで、手続的には1か月で済んでしまう、通常の太陽光発電施設ですと農振除外からすると1年かかるところが1種農地でも1か月でできるというところに違いがあるかなと思います。

会長 (氣賀澤 道雄君)

何か御意見ございますか。

3番 (木下 亜紀君)

すみません、質問してもいいですか。

これを許可しなかったらどうなるんですか。

主査 (出口 大悟君)

基本的には、許可にならなければ撤去するっていう形になるので、違反している転用ということで、基本的には県から指導して原状回復を求める手続に進むということです。

会長 (氣賀澤 道雄君)
いかがですかね。

2番 (中嶋 隆君)
私は、もう許可でいいとは思うんですが、やっぱりてんまつ書をもらって、それで許可っていう形なのかなと思います。
ちょっとストーリーがいま一つ怪しげであることは確かです。ただ、自分で作って、売電はしていなくてっていうような状態だと、こういうのも実際にはあり得ることなのかなっていう気がしないではないというところで、私も宅地内に自分で作ってつけているのもあるんですが、趣味で遊んでいるうちに大きくなってしまったと考えればいいのかなとは思います。
ただ、てんまつ書はどうしても必要だと思います。

18番 (吉瀬 久司君)
今回のことではなくて今後のことなんですけれども、さっき言われたように、事務局には一応話が行くと思うんですが、そこで説明をしていただく。
思い込みで今回みたいにいいだろうと思ってやる場合もあると思うんですが、そのところは、もう地元の農業委員が農地巡回の中で目を見張らせていくしかないんじゃないかと思うんですよね。それだけだと思います。それで、そこで何かそんな動きがあれば、前もってこういうことは手続が必要なんだよっていうことを説明していくことで進めていけばいいと思います。

1番 (森 武雄君)
事務局に質問なんんですけど、この案件っていうのは、もちろん■さんのはうから上がってきたんですよね。

主査 (出口 大悟君)
ええ、そうです。

1番 (森 武雄君)
そうなんですね。

主査 (出口 大悟君)
はい。

1番 (森 武雄君)
それで、それが今月上がってきたんですか。

主査 (出口 大悟君)
申請書類自体は9月に事前の相談があって、変更申請は10月ということです。

会長 (氣賀澤 道雄君)
今の意見としましては、今回の転用については許可するけれども、まずはてんまつ書を取ること、それから今後の発生防止のためには各農業委員が

見回りの中で疑問点等があったら事務局または他の地区的農業委員とも連絡を取り合いながら監視していくというような形でいいんではないかという意見が出ておりますが……

- 1 番 (森 武雄君)
てんまつ書っていうのは我々も見ることができるんですか。
- 主査 (出口 大悟君)
必要があれば、協議会ですとか、そういうところへ随時出させていただきます。

- 1 番 (森 武雄君)
私の意見としては、これはもう太陽光の柱も立てて、実際にもう事前着工しちゃってあるもんですから、何というか、本人から文書をいただいて、それに我々が目を通してからの許可でも遅くはないんじゃないかと思っています。その文書をいただいて、例えば来月の協議会なりで全員で確認してオーケーだよっていうふうなこと、くさびを打つっていう意味でもそうしたほうがいいんじゃないかなという気がします。結局はオーケーになると思うんですよね。

- 会長 (氣賀澤 道雄君)
今の森委員の意見は、転用については許可するんですけども、今回というのではなくて、てんまつ書を書いていただいて、その内容を見た上でもう一度来月の委員会で判断したほうがよいのではないかという意見ですけれども、この点につきまして何かありましたらお願ひいたします。

- 12番 (春日 知也君)
ちょっと今考えても、転用を許可するにしても不許可にするにしても経過が悪質かどうかっていう確認を私たちにはなくちゃいけないんですよね。
それから、こういうふうに突然出てきたものなんで、周囲の営農上に問題がないのかっていうことも確認されるべきで、それは地元農業委員さんが確認されればそれでいいかなと思います。

3つ目は、今回の案件はイレギュラーな話なんで、これを判断の前例にしないというところも確認する必要があると思うんですよね。これが前例になって次もいいっていうことにはなりませんよということです。

そういう意味では、森委員がおっしゃられたように、最初にまず経過の悪質性がないっていうことを私たちがちゃんと確認するっていう意味ではてんまつ書を見た上で判断していくほうがよいのではないかと思います。

- 会長 (氣賀澤 道雄君)
分かりました。
ほかにございますか。
〔発言者なし〕

会長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、この件につきましては、まずてんまつ書を書いていただきて、それをこの場でもう一度確認した上で判断するという形で進めたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、ほかに……。

局長 (市村 義美君)
すみません。この件につきましては、本日の総会で少し混乱を招いたということで、その原因は、今は農業者でありますけど、もともと [] であった者がやったということで、その点について私の立場からおわびしたいと思います。

今皆様で御判断いただいた考え方を尊重して、次回までにある程度書類を整えて納得の行くものを用意させていただくということと、あとは、当時は [] だったということで、[] で少し情報共有させていただいて、そこら辺の話もまた次回にさせていただければというように思っておりますので、そんなことで、今日のところは一旦保留というような形になりましたが、御容赦いただきたいと思います。申し訳ございません。

会長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、議案第 61 号の 1 番 2 番につきましては認めるということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、議案第 61 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、3 番以外は原案どおり可決することに決定いたしました。

3 番につきましては、先ほどの内容で進めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議案第 62 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査 (出口 大悟君)
それでは議案書 9 ページをお開きください。

農地法第 5 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計 5 件でございます。

まず 1 件目でございますが、場所につきましては 10 ページの左側を御覧く

ださい。

5-1で表示した場所になります。

北割2区、[REDACTED]の北1筆541m²になります。

先ほど計画変更で御説明させていただいた場所であります。

9ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は遠方に住む義理の両親の生活の補助やケアをするため将来的に近隣で生活を共にしたいと考え両親の移住に必要な住宅を新築したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和4年10月26日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては3種、上下水道管理設、近くに[REDACTED]

[REDACTED]ありということでございます。
続きまして2番でございますが、場所につきましては10ページの右側を御覧ください。

5-2で表示した場所になります。

9ページにお戻りください。

小町屋区、[REDACTED]の南西、計3筆557m²になります。

申請目的でございますが、宅地分譲が3区画。

理由でございますが、譲受人は市内において不動産業を営んでおり事業拡大を図るために通学エリアであり住宅地として利便性のよい当地を宅地分譲地として販売するため取得したい、譲渡人は伊那市に住んでおり維持管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第1種住居地域及び第1種中高層住居専用地域となっておりまして、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして3番でございますが、場所につきましては11ページの左側を御覧ください。

5-3で表示した場所になります。

小町屋区、[REDACTED]の南1筆2,068m²になります。

9ページにお戻りください。

申請目的でございますが、特定建築条件付土地が6区画。

理由でございますが、譲受人は市内において不動産業を営んでおり新たに特定建築条件付土地を販売するため当地を取得したい、譲渡人は耕作が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和5年6月16日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 3 種、上下水道管埋設、近くに [REDACTED]、[REDACTED] ありということでございます。

続きまして 4 番でございますが、場所につきましては 11 ページの右側を御覧ください。

5-4 で表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED] の西 1 筆 198 m² になります。

9 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地。

理由でございますが、譲受人は自宅の敷地が狭隘なため物置、農耕車等の駐車スペースを確保するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和 5 年 3 月 9 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 3 種、[REDACTED] から 300m 以内の農地で見ております。

続きまして 5 番でございますが、場所につきましては 12 ページの左側を御覧ください。

5-5 で表示した場所になります。

東伊那区、[REDACTED] の西 1 筆 405 m² になります。

9 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、借受人は祖母と実家に同居しているが、祖母の介護のため母が実家に戻ることになり、実家が手狭になることから隣接地に住宅を新築したい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農地区域外となっておりまして、農地区分につきましては 2 種、消極的 2 種農地となりまして、不許可の例外として集落接続で見ております。

以上 5 件につきまして御審議のほどお願いいたします。

会長

(氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは地元委員の補足説明をお願いいたします。

10 番

(塩木 操君)

1 番ですが、議案第 59 号で説明したとおり、この土地はもともと建て売り用に取得した土地だったんですけど、計画変更で御本人の義理の親がすぐにうちを建てたいということで話がありました。

それで、周りが住宅に囲まれているところですので、個人住宅になれば建売

住宅に比べて問題は少ないと判断しました。

12番

(春日 知也君)

小池委員と現地確認をいたしました。

5-2なんですけれども、これは、実際には線路に沿って一部家庭菜園のような形で農地がありまして、その西側はもう既に住宅となっているところです。地図の黒い部分の4分の1くらいが農地で、左側の4分の3も住宅地というふうに見ていただければと思います。

それで、持ち主さんが高齢で突然亡くなられて、お姉さんの■さんという方が相続なさったんですが、理由にありますように譲渡人は管理し切れませんということで今回のお話になったということで、営農上も問題ないと考えました。

5-3につきましては、第3地域の中で原則許可っていう内容で、営農上につきましては、東側の水田に対する影響ですけれども、排水の部分はもう既に対応がなされておりますので、問題ないと判断しております。

以上です。

24番

(菅沼 佳彦君)

4番ですけれども、譲受人が宅地に隣接した土地を取得するということです。

これは、もう■さんのところに入る前面の道路、これは拡張が15年くらい前になるんですけども、このときに発生してきたところもありまして、■さんがこの住宅を取得するときに、一緒にどうも隣の話をしたみたいです。

それで、ずっと10年以上家庭菜園ということで使っていた土地で、今回も売買じゃなくて贈与ですが、こういう形になっています。

それで、近隣農地に対する問題ですけれども、隣は店舗の駐車場、それから住宅地です。

その下側は奥の住宅に入る道路になっておりますけれども、これは私有地になつていて、■さんの土地でもなく、もう一人この道路の地主がいます。

そういうことで、今回の計画ではこの道路から■さんの左側の土地へ入るっていう計画になつてましたので、周りの農地に対する影響はありませんけれども、この道路からの進入ということがありまして、この道路の地主さん、それから奥の■さんと3者できちっと話し合いをしてくださいということでお願いをしました。それで、私も立ち会いまして3者で話をしまして、承諾も取れましたので、一応問題ないというふうに判断しております。

8番

(滝沢 久美子君)

5番ですけれども、吉瀬委員と現地を確認しました。

こちらの地図にありますように、隣の御実家の横にお孫さんが住宅を新築す

るということとして、道路に面していますし、雨水排水、浄化槽の問題もありませんし、隣の畠の持ち主の方とはもうお話し合いができるようなので、問題ないと思います。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

1番 (森 武雄君)

質問です。

2番についてですけど、契約内容が売買なんですが、「価格」の欄に金額が入っていないんですけど、これってどのくらいなんでしょうか。

主査 (出口 大悟君)

すみません。失礼しました。

私が失念してしまったんですが、実は申請書には1坪当たり1,000円と書いてあったのですが、それでは安過ぎるということで事業者に確認をしないといけないとこだったんですが、ちょっとそこの確認を私が忘れてしまっていて、今ここに1坪当たり1,000円っていうふうに書くのは適切ではないかなということで空欄のままになってしまっておりまして、大変申し訳ありません。

ですので、申請書には1坪1,000円ということで金額があるんですけども、それが正しければ問題ないんですが、ちょっと明らかに安過ぎるかなという気がしましたが、すみません、ちょっとその後の確認を忘れてしまっております……

12番 (春日 知也君)

確認していただければいいと思うんですけど、古家と大きな木があって、これを全部壊さないと住宅地にできないということで、いわゆる畠地とか田んぼにただ建てるっていう話ではないので、そういったことを考えるとあり得る金額かなという気もします。

ただ、確認いただいたほうがいいと思います。

主査 (出口 大悟君)

確認はさせていただきます。

ただ、申請書では1坪当たり1,000円ということで金額のほうは記入されてきております。

1番 (森 武雄君)

分かりました。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ほかにございますか。

会長 [「なし」と呼ぶ者あり]
(氣賀澤 道雄君)
それでは、議案第 62 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

会長 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
(氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 62 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 63 号 農地法第 5 条の規定による競売・公売農地の買受適格証明願について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査 (出口 大悟君)
それでは議案書 13 ページをお開きください。
農地法第 5 条の規定による競売・公売農地の買受適格証明願について御説明し、御提案とさせていただきます。

買受適格証明ですが、農地の競売・公売による入札に農地を取得できない方が参加されることを未然に防ぐため、入札に参加する際に必要になるものであります。

具体的には、実際に入札をした場合には一番高い金額を入札した方が取得の手続に進みます。

ただ、農地の場合には、競売・公売に係る農地であったとしても、例えばそこを住宅敷地として使う場合には農地転用の手続が必要となります。ですので、入札の結果、一番高い金額を入札した方がいざ農地転用の申請をした際に転用許可を満たさない方となってしまうと、また再度入札の手続から始める必要があるため、入札の前に事前に転用の基準と同じ判断をしまして、転用許可見込の可能性がある方のみ適格証明を出しまして、その方だけが入札できるっていうような手続になります。

そうしましたら、今回申請がありました場所につきましては 14 ページを御覧いただけたらと思います。

下平区、[REDACTED] の北 3 筆、258 m²になります。
13 ページにお戻りください。
申請目的でございますが、住宅敷地でございます。
理由でございますが、申請人は現在県外に居住しているが、駒ヶ根市への移住を検討しており、取得を予定している住宅の敷地と一体的に使用するため当地を取得したいというものです。

取得を予定している住宅でございますが、計画地の北側に「■」という表記のある住宅がございますが、こちらを取得予定でありまして、こちらの住宅についても競売のほうに出ておりまして、併せての取得を予定しております。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっておりまして、農地区分につきましては1種、10ha以上の一団の農地で、不許可の例外として集落接続で見ております。

また、今回、申請書の備考欄のところに記載されている内容につきましては今後の手続について書かれております。

実際には、買受け適格証明の交付を受けた方が入札をした結果、一番高い価格となり、実際に買受け申出人になった場合には、改めて農地法第5条の申請の手続に進みます。その際に適格証明の申請の際と事業の内容ですとか計画に変更がなければ、基本的には届出を受理または同意し、長野県知事に進達して差し支えないという判断になっております。

駒ヶ根市においては、一旦適格証明を出した方が入札した結果、最高額による入札だった場合につきましても、改めて5条の申請をしていただいて審査することとなりますので、通常の5条申請と変わらず、また同じ書類等を準備していただいて、他の申請と同じように見ていただけたらと思います。

説明につきましては以上でございます。

会長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明がありましたらお願ひします。

14番 (宮澤 秀一君)

この件につきましては、農業委員には別に連絡がありましたので、私と、それから山崎推進委員さんと2人で事前に現地を確認しております。

申請人につきましては、先ほど説明がありましたように、申請地北側の住宅と併せて一体的に住宅の一部として使用する予定ということでございます。

その使用方法につきましては、庭木を植栽した上で庭としても整備していくということあります。

地図を御覧いただいたとおり、南側に農地がございますけれども、植栽がかなり高木になったとしても日照については問題ないというふうに思いますので、周辺農地への影響はないというふうに判断をしました。

なお、取得後、農地法第5条申請に至るわけですけれども、南側の隣接農地の所有者に今後の利用について説明の上、理解を得るよう努めていただきたいという意見を付してございます。

以上です。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君) 議案第 63 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君) 御異議なしと認めます。よって、議案第 63 号 農地法第 5 条の規定による競売・公売農地の買受適格証明願については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 64 号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査 (高坂 貴和君) 議案書 15 ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（貸借）を御説明し、御提案とさせていただきます。

まず公告年月日でございますが、令和 5 年 10 月 31 日でございます。

以下、終期別の細目につきましては御覧いただきまして、田んぼが 1,210 m²、合計で 1,210 m²でございます。

貸手が 1、借手が 1 です。

(2) 番 (3) 番の表につきましてはお目通しいただき、16 ページに詳細が載っておりますので御確認をお願いいたします。

以上、御審議をお願いいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君) 推進委員さんのほうから何か個別の意見がありましたらお願ひいたします。

——いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君) それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君) 議案第 64 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長	(氣賀澤 道雄君) 御異議なしと認めます。よって、議案第 64 号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。 次に、 議案第 65 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
主査	(高坂 貴和君) それでは議案書 17 ページをお開きください。 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を御説明し、御提案とさせていただきます。 農用地利用集積計画総括表を御覧ください。 公告年月日でございますが、令和 5 年 10 月 31 日でございます。 期間の終期でございますが、5 年が田 1 万 1,134 m ² 、合計で 1 万 1,134 m ² でございます。 貸手が 2、借手は長野県農業開発公社のため 1 となります。 18 ページが利用権設定する各筆の明細となっています。 2 名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で 2 筆を貸し付けるということになっております。 長野県農業開発公社が権利設定後、農地中間管理事業貸借にある扱い手へ記載の内容で貸付予定でございます。 権利の種類につきましてはそれぞれ御覧ください。 以上について御審議をお願いします。
会長	(氣賀澤 道雄君) 推進委員より何か御意見ございましたらお願いします。
	[発言者なし]
会長	(氣賀澤 道雄君) それでは、これより質疑、意見に入ります。 質問、御意見ございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
会長	(氣賀澤 道雄君) 議案第 65 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
	[「異議なし」と呼ぶ者あり]
会長	(氣賀澤 道雄君) 御異議なしと認めます。よって、議案第 65 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）は、これを原案どおり可決することに決定いた

しました。

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

これにて令和5年第11回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

閉会 午後4時09分